

# 日吉小学校・日吉中学校 いじめ防止基本方針 2018年4月1日

ここに定める「日吉小・中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめ問題の基本的な方針

### (1) 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「日吉小・中学校いじめ防止基本方針」を策定した。  
本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。  
○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。  
○児童・生徒、教職員の人権意識を高めます。  
○校内に児童・生徒と児童、児童・生徒と教員をはじめとする温かな人間関係を築きます。  
○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。  
○いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関等との連携を深めます。

### (2) いじめとは

いじめとは、本校に在籍している児童・生徒等に対して、本校に在籍している一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法：第2条より）

### (3) いじめの特質

- ①いじめは、目に見えにくいものです。
  - ②いじめは、人に相談しにくいものです。
  - ③いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうるものです。
  - ④いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様です。
  - ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識に違っていることがあります。
  - ⑥「観衆」や「傍観者」と呼ばれる第三者が関係していることがある。
  - ⑦いじめは複雑化・深刻化すると人の命に関わります。
- ※いじめはいじめられた者の心の中にある「心の傷」です。

### (4) いじめ克服3原則

- ①教師がいじめに正面から向き合う
  - ・教師は日常から児童生徒の表情や様子に細心の注意を払う。
  - ・いじめを発見した時には、教師が積極的に介入し、いじめの解決の先頭に立つ。
  - ・事実と真正面から立ち向かい、その解決の先頭に立つ。
- ②いじめを複雑化・深刻化させない
  - ・児童生徒の言動を「いやがらせ」や「けんか」などと考えて対応を先送りにしたり、指導や見届けのタイミングを逸したりしない。
  - ・児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる「重大事態」にまで進行する前に、いじめを断固阻止する。
- ③早期発見・早期対応・早期解決
  - ・児童生徒の些細な変化やサインを見逃さない。
  - ・特に、いじめは大人が気づきにくい形で行われることを十分に認識する。
  - ・発見した場合は、素早くスピードをもって対応する。

## 2 いじめを未然に防止するために

### 日吉小・中学校「人権の誓い」

- 1 「うそ」「うわさ」  
本当のことをたしかめます
- 1 「こそこそ話」「くすくすわらい」  
みんなでなくして  
楽しい学校にします
- 1 「遊ぼうよ」「大丈夫？」  
あたたかい言葉をつかいます
- 1 「からかい」「しらんぷり」  
友達がいやがることをしません
- 1 「おはよう」「元気？」「ありがとう！」  
世界一幸せで仲のよい  
日吉小中学校にします

※ 「人権の誓い」  
の遵守がされて  
いるか、常時こ  
こに立ち戻って  
振り返る。

#### (1) 児童・生徒に対して

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童・生徒との信頼関係を深める。
- ・全校で共通の月目標を決め、各学級で取り組むことにより、同じ目標に向かい、より良くなるうとする仲間づくりに努める。
- ・わかる授業を行い、児童・生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・児童・生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童・生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ・児童・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ・児童・生徒が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするはいじめをしていることにつながることや、いじめを見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
- ・人権週間を位置づけ、お互いを大切にしようとする思いを育むための委員会活動を行う。
- ・「風の子委員会」「生徒会」が中心となって、あいさつ運動を行い、笑顔であいさつを交わせる雰囲気づくりに努める。
- ・「風の子活動」「生徒会活動」として、朝活動や集会、掃除などを異学年で行うことで、思いやりの心を育てる。
- ・「ちょっといい話」を募集し、校内放送で紹介していくことで、相手の立場や気持ちを考えた言葉を使おうとする意欲をもたせる。
- ・人権標語を募集し、「ひびきあいの日」に入賞者の発表、表彰を行い、校内に掲示することで、いじめを許さない、認めない言動や雰囲気を作っていく。

#### (2) 学校全体として

- ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、さまざまな活動を通して児童・生徒に示す。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果と児童・生徒の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・教育相談を学期に1回実施し、学校生活アンケートを元に、児童・生徒と担任が個別に自由な雰囲気の中で語り合う時と場を確保する。
- ・「日吉小中学校『人権の誓い』」「お互いを大切にする聞き方、話し方」を教室の前面に掲示し、人権意識を高めるための環境づくりを行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・児童・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・瑞浪市「セルフチェック24」を活用し、職員のいじめ問題対応に関する意識を常に高く保てるようにする。
- ・「ひびきあいの日」を実施し、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。

### (3) 保護者・地域に対して

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- ・児童・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、学級懇談会、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- ・フリー参観日を設定し、保護者が、学校での児童の様子について理解を深める場とする。
- ・情報機器を活用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

### 3 いじめを早期発見するために

- ・日常の学校生活（授業、休み時間、給食の時間、部活動、掃除の時間、学校・学年行事の時間、登下校時等）で、特に気をつけて児童・生徒の動きをみるチェックポイントを決定し、全教職員で問題の早期発見に心がける。
- ・家庭や地域での生活で、特に気をつけて児童・生徒の動きをみるチェックポイントを決定し、内容を保護者や地域の指導者に知らせ、早期発見のための連携を密にとる。
- ・定期的にいじめアンケートを実施し、実態を探る。  
＜つかむために＞
  - ・学校は、本人や保護者のいじめ問題の訴えを共感的な態度で受け止める。
  - ・学校は、クラブの指導者や地域の人々からのいじめの情報を誠意をもって受け取る。
  - ・教師は、いじめは常に存在するという危機意識をもって児童・生徒に接する。
  - ・教師は、いじめに関するどんな噂も聞き逃さないよう児童・生徒に接する。
  - ・学校生活アンケートを学期に1回実施し、児童・生徒の悩みの把握に努める。（いじめ問題の実態把握）

### 4 いじめに対して早期に対応するために

- ①管理職への報告
  - 緊急事態の意識をもち、報告を最優先する。
  - 管理職（校長・教頭）へ報告する。
  - 情報提供者に迷惑がかからない配慮をする。
- ②対応体制の確立
  - 校長（教頭・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。
  - 事実関係把握までの手順・役割分担・内容を、個人名レベルで明確にし、確実に把握できるようにする。
- ③事実関係の把握
  - 聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認する。
  - 被害者・加害者・関係者（観衆・傍観者）を個別に、できるだけ同時進行で行う。
  - 聞き取り途中で情報集約をし、ズレや秘匿を極力減らして、全体像を把握する。
- ④対応方針の決定
  - 被害者の安全や保護を最優先にし、緊急度を確認する。
  - いつ・誰が・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に対応を開始する。

### 5 重大事態への対応

- <重大事態とは>**
- ①いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。  
「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは次のケースが想定される。
    - 自殺を企図した場合
    - 身体に重大な障害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合
  - ②いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
    - 「相当な期間」については、年間30日を目安とする。
    - ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
  - ③児童生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し立てがあった時。
    - その時点で、「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。
- <重大事態の調査について>**
- ①調査を行うための留意事項
    - 客観的な事実関係を速やかに調査する。事実をしっかり向き合う。
    - 調査は、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえ行う。

- 教育委員会の判断により「瑞浪市いじめ問題調査委員会」が招集された場合は、この調査委員会に対して積極的に資料を提供する。
- 「瑞浪市いじめ問題調査委員会」の調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証する。遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ②調査結果の提供及び報告
  - いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について丁寧に説明する。
  - これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## 6 いじめを確実に解決するために

- ①被害者・保護者に対して
  - 徹底して被害者の立場に立って対応する。
- ②加害者・保護者に対して
  - いじめを行った動機や気持ちにしっかりと目を向けさせ、加害者の今後の生活についても前向きに取り組ませる。
- ③観衆・傍観者に対して
  - いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることを指導する。
- ④PTAや保護者・地域との連携
  - 周囲の多くの大人たちにも危機感をもち、温かい目で連携して見守るという意識をもてるようにする。

## 7 校内体制について

- ①校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各担任とする。また、スクールカウンセラーや学校医等、PTA 会長、民生児童委員、人権擁護委員が定期的に参加する。
- ②役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ③いじめの相談があった場合には、当該担任に加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ④学校評価においては、年度毎の取組において、アンケート調査、教職員の評価等を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

## 8 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ①いじめの事実を確認した場合の瑞浪市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、瑞浪市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ②地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。

## 9 いじめの解消

次の2つの条件が満たされていることをもって「いじめが解消している」こととする。

- ①「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)」が少なくとも3か月以上は止んでいること。
- ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 10 資料の保存期間

- ・アンケート原本(データ可)の保存期間は、当該児童生徒が卒業するまでとする。
- ・アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料および調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。